

町田市民病院院内感染対策指針

当院における院内感染予防策及び院内感染発生時の対応等における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスを提供することを目的として、この指針を作成する。

1. 感染対策に関する基本的な考え方

全ての患者に対し、標準感染予防策及び感染経路別予防策を実践することで、患者と医療職員スタッフ（医療従事者）における院内感染の危険を減少させる。

※標準感染予防策：汗を除く、すべての血液、体液、分泌物、排泄物、損傷のある皮膚、粘膜は感染性

のある病原体を含んでいる可能性があるとしてすべての患者に実施すべき対策

※その他の感染経路別予防策：接触感染予防策、飛沫感染予防策、空気感染予防策

2. 委員会、組織に関する基本的事項

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内感染委員会を設置する。

院内感染委員会

- ① 各部署代表者で構成する。町田市民病院感染委員会設置要綱参照
- ② 毎月 1 回開催する。また必要な場合、委員長は臨時院内感染委員会を開催することが出来る
- ③ 院長直属の組織として感染対策に関する権限を委譲され、院内感染対策の実践的活動を行う為、感染対策室を設置し、ICT（インフェクションコントロールチーム）として行動する。
- ④ 職員は、院内感染対策上の諸問題に対し感染対策室及び院内感染委員会に意見を求めることが出来る。

3. 職員研修に関する基本指針

院内感染対策を実施し、院内感染対策を徹底するためには、職員 1 人 1 人が十分に理解し、実践出来なければならない。

院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方法について職員に周知徹底する必要があり、職員に対し以下のとおり教育、研修を行う。

- ① 教育研修の責任者は院内感染委員会委員長とする。
- ② 全職員を対象とした研修会、講演会を年 2 回以上開催する。
- ③ 院外の感染対策を目的とした各種学習会、研修会、講習会の開催情報を幅広く告知し、できるだけ多くの職員の参加を支援する。
- ④ 学習会、研修会後の参加実績の記録・保存は感染対策室が管理する。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本指針

(伝搬力のある感染症や、)多剤耐性菌の院内感染対策上問題となる菌の検出や感染症が発生した場合は感染対策室が情報収集を行い院内感染委員会に報告する。ICT は流行状況を把握するため必要に応じ、患者、職員に聞き取り調査などを行い、感染対策を実践出来るよう行動する。必要に応じ院長に提言し、臨時の院内感染委員会を招集することが出来る。

(感染が収束したら再発防止及び対策を検討する。細菌検査結果や感染症報告書から微生物検出状況を把握し、感染症発生状況の把握し報告を行う。)

5. 院内感染発生時の対応に関する基本指針

感染症の異常発生を確認した(疑った)職員は直ちに感染対策室に報告する。感染対策室は迅速に現状把握分析し ICT 及び担当職員と協力して、必要な感染対策を行う。

なお、医療従事者が院内で感染する場合も含まれる。感染対策室は菌の検出状況や症例の流行状況の情報を平時より把握するように勤め、院内感染委員会にて報告する。また ICT が院内ラウンドを週 1 回行い、具体的な感染予防策を相談、提示し、適宜院内感染委員会に報告する。

- ① 院内における感染が発生した場合はマニュアルに基づき対応を行う。必要に応じ臨時の院内感染委員会を開き、対策を立案することが出来る。
- ② ICT は情報(感染管理状況)の把握を行い、迅速に特定し、対応する。情報の取り扱いについては、正確かつ迅速に、個人情報保護に留意しながら患者及び職員のプライバシーを尊重する。
- ③ 必要に応じ、患者や家族へ事実説明を行う(必要に応じ保健所等の外部機関に助言を求める。)

2022 年 7 月